

平成23年第5回小山町議会6月定例会会議録

平成23年6月2日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場  
開 会 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 阿部 司君 2番 湯山 宏一君  
3番 池谷 弘君 4番 高畑 博行君  
5番 桜井 光一君 6番 渡辺 悦郎君  
7番 米山 千晴君 8番 湯山 鉄夫君  
9番 梶 繁美君 10番 池谷 洋子君  
11番 込山 恒広君 12番 鷹嶋 邦彦君  
13番 真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	戸枝 浩君
企画総務部長	小野 巖君	経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君
住民福祉部長	土屋 礼二君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
会計管理者	高木 昇一君	企画調整課長	室伏 博行君
まちづくり推進室長	遠藤 一宏君	総 務 課 長	秋月 千宏君
税 務 課 長	湯山 正敏君	福 祉 課 長	田代 順泰君
住 民 課 長	岩田 英信君	健 康 課 長	羽佐田 武君
生活環境課長	高橋 裕司君	建 設 課 長	鈴木 哲夫君
農 林 課 長	池谷 和則君	商工観光課長	深澤 高治君
都市整備課長	小野 克俊君	上下水道課長	吉川 保利君
学校教育課長	小野 学君	生涯学習課長	土屋 和彦君
総務課副参事	小野 孝子君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君  
会議録署名議員 3番 池谷 弘君 4番 高畑 博行君  
散 会 午前11時32分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について
- 日程第4 発議第4号 小山町議会災害復旧対策特別委員会の設置について
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度小山町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第8 報告第1号 平成22年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第2号 平成22年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第3号 平成22年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第4号 平成22年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第12 議案第30号 小山町立養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第31号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第2号）

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明（同意第2号～議案第34号）
- 追加日程第2 同意第2号 小山町副町長の選任について
- 追加日程第3 議案第33号 工事請負契約の締結について「平成23年度須走小学校屋内体育施設建設工事」
- 追加日程第4 議案第34号 工事請負契約の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。6月から9月まで、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、本日は上着を着てくださっても結構ですけれども、これからノーネクタイ、ノー上着ということで行いたいと思いますので、御了承ください。

開会に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成23年第5回小山町議会6月定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 池谷 弘君、4番 高畑博行君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの14日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月15日までの14日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

御報告の件があります。ただいま、町長及び議員から議案が提出されました。職員に朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について

○議長（真田 勝君） 日程第3 発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置についてを

議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番 梶 繁美君。

○9番(梶 繁美君) ただいま議題となりました発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは朗読します。

発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成23年6月2日提出

提出者 梶 繁美

賛成者 池谷 弘、桜井光一、米山千晴、鷹嶋邦彦

1. 設置の理由

議会広報は、町民に議会の諸活動を周知する極めて有効な方法である。

この周知を町民の皆様様に促進、発信し、より効率的な運営を行うために、小山町議会広報対策特別委員会を設け、専門に調査する必要があるので設置を求めます。

2. 委員の定数 5人、5名でございます。

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明いたしました。何とぞ議員の皆様方の格別の御高配をいただき、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

○議長(真田 勝君) 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、これを承認することに決定しました。

ただいま設置されました議会広報対策特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条1項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報対策特別委員に、お手元に配付しました名簿の

2番 湯山宏一君 4番 高畑博行君 6番 渡辺悦郎君 8番 湯山鉄夫君

12番 鷹嶋邦彦君

以上5名の諸君を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議会広報対策特別委員に、2番 湯山宏一君、4番 高畑博行君、6番 渡辺悦郎君、8番 湯山鉄夫君、12番 鷹嶋邦彦君、以上の諸君を指名することに決定いたしました。

---

日程第4 発議第4号 小山町議会災害復旧対策特別委員会の設置について

○議長(真田 勝君) 日程第4 発議第4号 小山町議会災害復旧対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番 米山千晴君。

○7番(米山千晴君) ただいま議題となりました発議第4号 小山町議会災害復旧対策特別委員会設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

発議第4号 小山町議会災害復旧対策特別委員会の設置について

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成23年6月2日提出

提出者 議員 米山千晴

賛成者 議員 阿部 司、湯山宏一、池谷 弘、高畑博行、桜井光一、渡辺悦郎、湯山鉄夫、梶 繁美、池谷洋子、込山恒広、鷹嶋邦彦

1. 設置の理由

昨年の台風9号の被害は、未曾有でありました。

町において災害復旧工事はだいぶ進められてきたところでございます。

小山町議会は平成23年3月16日をもって災害復旧対策特別委員会を解散しましたが、議員が新構成となり、引き続き町が実施する災害復旧対策に積極的に協力するとともに、災害復旧の迅速かつ円滑な実施に寄与し、町民の生命、財産の保全を目的に、小山町議会災害復旧対策特別委員会の設置を求める。

2. 委員定数 12名

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明申し上げます。何とぞ議員の皆様全員の格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願ひ申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(真田 勝君) 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思えます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、小山町議会災害復旧対策特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会災害復旧対策特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条1項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会災害復旧対策特別委員に、お手元に配付しました名簿の

1番 阿部 司君      2番 湯山宏一君      3番 池谷 弘君      4番 高畑博行君  
5番 桜井光一君      6番 渡辺悦郎君      7番 米山千晴君      8番 湯山鉄夫君  
9番 梶 繁美君      10番 池谷洋子君      11番 込山恒広君      12番 鷹嶋邦彦君

以上12名の諸君を指名したいと思います。議長はオブザーバーとなります。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議会災害復旧対策特別委員に、1番 阿部 司君、2番 湯山宏一君、3番 池谷 弘君、4番 高畑博行君、5番 桜井光一君、6番 渡辺悦郎君、7番 米山千晴君、8番 湯山鉄夫君、9番 梶 繁美君、10番 池谷洋子君、11番 込山恒広君、12番 鷹嶋邦彦君、以上の諸君を指名することに決定しました。

---

日程第5                      町長提案説明

○議長(真田 勝君) 日程第5 町長提案説明を議題といたします。

本定例会に提出されました、承認第4号から議案第32号までの9議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長(込山正秀君) おはようございます。平成23年度第5回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認2件、繰越計算書の報告4件、条例の廃止1件、改正1件、平成23年度補正予算1件の、合計9件であります。

初めに、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(小山町税条例の一部を改正する条例)についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、今年4月27日に公布されたことに伴い、小山町税条例の一部改正条例を、地方自治法の規定に基づき、専決処分しましたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度小山町一般会計補正予算(第1号))についてであります。

これは、今年3月15日に富士宮市を震源とする地震等により、町道1342号線ほか2路線が被害

を受け、早急に復旧工事を行う必要が生じたため、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,810万円を追加し、予算の総額を85億9,810万円としたことについて、地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたので、議会に報告し承認を求めます。

次に、報告第1号 平成22年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは平成22年度から23年度までの2か年で継続費を設定しております須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業ほか2事業と、平成21年度から24年度までの4か年で設定しております小山中学校改築事業の継続事業を合わせた4件につきまして、平成22年度事業費の未執行額を通次繰越し、平成23年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 平成22年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、昨年の12月議会及び今年の3月議会で繰越明許費の設定について、承認いただきました東富士五湖道路ランプ新設事業ほか13事業について、平成23年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 平成22年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、今年3月11日に起きた東日本大震災等の影響により、年度内に完了ができなかった不法投棄収集車購入事業ほか3事業について、平成23年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成22年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成22年度から23年度までの2か年で設定している東富士演習場周辺水道設置助成事業 北郷水系棚頭第2配水池築造工事について、平成22年度事業費の未執行額を通次繰越し、平成23年度の事業と合わせて執行するもので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第30号 小山町立養護老人ホーム設置条例を廃止する条例についてであります。

本件は、社会福祉法人寿康会が、今年5月1日に犬の平地先に養護老人ホーム「平成の杜」を開業し、町立養護老人ホーム福寿荘の入居者全員の措置替えが終了しましたので、条例を廃止するものであります。

次に、議案第31号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、健康保険法施行令等の改正がなされたことに伴い、それに合わせて条例改正を行うものであります。

次に、議案第32号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ8,523万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億8,333万1,000円とするものであります。

なお、これら9件につきまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）

○議長（真田 勝君） 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）であります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年4月27日に公布されました。

小山町税条例は、地方税法に基づいた条例であり、今回の一部改正についても、地方税法と同日公布が望ましいとの総務省からの助言もあり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月27日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の税制改正は、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行の税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として措置を講ずるものであります。

具体的には、条例の附則に3条を加え、改正するものであります。

それでは、主な内容を条文の順に説明をいたします。

お手元の条例改正資料、新旧対照表3ページからお願いします。

附則第23条は、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を平成22年度分の総所得金額等から雑損控除として控除できる規定であり、平成23年度の住民税での適用を可能とするものであります。

附則第24条は、住宅借入金当特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除の適用を可能とするものであります。

次に、5ページの附則第25条は、東日本大震災により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものは、平成24年度から平成33年度まで当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとし、この適用を受けようとする者は、申告書を



町長に提出しなければならないという手続の規定であります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了いたしましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度小山町一般会計補正予算（第1号））

○議長（真田 勝君） 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度小山町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成23年度小山町一般会計におきまして、早急に補正予算を組む必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度小山町一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,810万円を追加し、歳入歳出の総額を85億9,810万円としたとともに、地方債の補正を行ったものであります。

初めに、4ページの地方債の補正は、今回の補正に係る公共土木施設災害復旧の工事請負費について借入れをするため、補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページをお開きください。

15款1項3目災害復旧費国庫負担金を1,220万円増額しますのは、今年3月15日に富士宮市を震源とする地震により、湯船地先の町道1342号線と新柴地先の町道2181号線において被害を受け、その災害復旧工事費に対して3分の2の国庫負担金を見込むものであります。

次に、19款2項3目財政調整基金繰入金を1,300万円増額しますのは、今回の補正で計上した公

共土木施設災害復旧費に係る財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

次に、22款1項7目災害復旧債を4,290万円増額しますのは、今回の補正に係る公共土木施設災害復旧費に対して借り入れするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費を6,829万2,000円増額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしましたが、3月15日の地震により被害を受けた町道1342号線と町道2181号線の国庫補助災害復旧工事請負費と道路敷地購入のための公有財産購入費、また、4月2日に道路が陥没した町道原向中日向線棚頭地先の復旧工事請負費を計上するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を19万2,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じた歳入歳出の差額分を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第8 報告第1号 平成22年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第8 報告第1号 平成22年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第1号 平成22年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成22年度から23年度までの2か年で設定している須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業、防衛施設道路整備事業、須走小学校屋内体育施設建設事業の3件と、平成21年度から24年度までの4か年で設定している小山中学校改築事業の4件の継続事業につきまして、平成22年度事業費の未執行額を逐次繰越し、平成23年度の事業費と合わせて執行するもので、地方自治法施行令第

145条第1項の規定により、御報告をするものであります。

平成23年度へ通次繰越いたしました額は、須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業につきましては60万3,400円、防衛施設道路整備事業につきましては2,454円、須走小学校屋内体育施設建設事業につきましては3,092万2,739円、また、小山中学校改築事業は2億3,195万5,757円であります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第9 報告第2号 平成22年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第9 報告第2号 平成22年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第2号 平成22年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成22年小山町議会12月定例会及び平成23年小山町議会3月定例会において、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました14件につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

内容につきましては、平成22年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、東富士五湖道路ランプ新設事業においては2,159万907円、国の緊急経済対策として交付される、きめ細かな交付金の事業で無線設備交換が164万8,500円、先月開所いたしました養護老人ホームと特別養護老人ホームの併用施設「平成の杜」の開設事業者へ補助する地域密着型サービス等基盤整備事業費補助金が1,740万円、きめ細かな交付金事業、保育園施設修繕が116万円、木質バイオマス供給施設建設事業者へ補助する、森林整備・林業等振興施設整備補助金が5,101万円、林道峯坂線と林道中島線を整備する、県単・町単林道事業が714万円、あしがら温泉休憩室増築工事が7,924万2,500円、桑木地先の町道2222号線道路改良舗装工事が1,150万円、次のページ、きめ細かな交付金事業、小学校施設修繕が530万円、きめ細かな交付金事業、中学校施設整備が100万円、北郷中学校外構工事が5,800万円、国の緊急経済対策として交付される、住民生活に光をそそぐ交付金の事業で、図書購入が199万円、昨年の台風9号被害による農林水産施設災害復旧事業が2億5,500万円、同じく公共土木施設災害復旧事業が7億7,535万5,900円、以上14件、合計で12億8,733万7,807円を平成23年度へ繰り越しするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第10 報告第3号 平成22年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第10 報告第3号 平成22年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第3号 平成22年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、今年3月に起きました東日本大震災の影響により、受注生産に支障が生じ、年度内に納品ができなかった、不法投棄収集車購入事業208万8,511円及び道路維持作業車購入事業370万3,375円と、同じく東日本大震災の影響により、工事資材の調達が困難となり、年度内に工事が完了することができなくなった、町道1650号線道路改良舗装工事466万7,250円、また、補助金申請者が年度内に耐震補強工事が完成しなかったため、年度内に交付ができなかった、木造住宅耐震補強補助金90万円の、計4件、1,135万9,136円を、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により御報告するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第11 報告第4号 平成22年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第11 報告第4号 平成22年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 報告第4号 平成22年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についての説明を行います。

本件は、地方公営企業法の規定に基づき、水道事業第1款資本的支出第1項建設改良費について、年度内に支払義務の生じなかったものを、平成23年度に逡次繰越して使用するものとしたもので、その財源の内容を含めて御報告するものであります。

平成22・23年度東富士演習場周辺水道設置助成事業につきまして、南関東防衛局長より本年1月6日付で、国庫債務負担として補助金交付の内定通知がありましたので、北郷水系棚頭配水池築造工事を急遽実施することといたしました。しかしながら、年度末の発注となりましたことから、年度内予定出来高数量に到達しなかったため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、3,199万4,177円を繰り越しいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、御報告をするものでございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第12 議案第30号 小山町立養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第12 議案第30号 小山町立養護老人ホーム設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第30号 小山町立養護老人ホーム設置条例を廃止する条例についてであります。

町立養護老人ホーム福寿荘は、小山町菅沼1839番地の3地先に昭和40年4月から開設し、平成18年からは社会福祉法人寿康会へ指定管理をしておりましたが、社会福祉法人寿康会が平成23年5月1日から別の平地先に養護老人ホーム「平成の杜」を開業し、町立養護老人ホーム入所者全員の措置替えが終了しましたので、本条例を廃止するものであります。

なお、本条例の廃止に合わせまして、小山町職員の特殊勤務手当に関する条例及び小山町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ継続的利用に関する条例の一部改正もあわせて行うものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了いたしましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第31号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第13 議案第31号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第31号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、政府の少子化対策の緊急事業として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの

出産に係る出産育児一時金を4万円引き上げて、給付額を38万円から42万円とした時限立法として講じているところであります。今回の改正は、引き上げる期間が終了し、恒久的に出産育児一時金を42万円に改正する健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行にあわせて行うものであります。

お手元の条例改正資料、新旧対照表の15ページを御覧ください。第3条第1項の出産育児1人当たりの出産育児一時金の給付額38万円を42万円とし、附則第3項を削るものであります。

なお、附則ですが、改正後の条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第32号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（真田 勝君） 日程第14 議案第32号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第32号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ8,523万1,000円を追加し、予算の総額を86億8,333万1,000円とするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。補正予算書5ページをお開きください。

15款2項3目農林水産業費国庫補助金を282万5,000円増額しますのは、高性能林業機械の導入や間伐材の運搬等を行う事業者に対して、国が事業費の一部を、町を通じて補助するものであります。

続いて、16款2項2目民生費県補助金を607万円増額しますのは、安全・安心のまちづくりのために、地域における要援護高齢者、障害者等に関する情報を記載した台帳、要援護者マップの整備に対して、地域支え合い体制づくり事業補助金として500万円を限度に補助していただくものと、地域支え合い活動の拠点となるボランティアビューローの施設整備等に対して補助していただく

ものであります。

同じく 9 目特別対策事業費補助金を5,000万円増額しますのは、昨年の台風 9 号により奥の沢川などの流域に流れてきた木を処分・利活用する緊急雇用創出事業に対して、県から100%の補助をしていただくものであります。

次に、19款 2 項 3 目財政調整基金を3,700万円増額しますのは、今回の補正予算の財源として財政調整基金から繰り入れするものであります。

続いて、6 ページの21款 3 項 1 目民生費納付金を3,123万4,000円減額しますのは、民間の養護老人ホームである「平成の杜」が、当初の予定よりも早く、先月に開所し、町立老人ホーム「福寿荘」から措置替えできたことに伴い、事務費納付金及び生活費納付金を減額するものであります。

次に、21款 4 項 1 目商工費元利収入を559万4,000円増額しますのは、平成22年度の勤労者住宅建設資金貸付の残高等が確定したことに伴い、今年度の元利収入見込額を増額するものであります。

次に、21款 6 項 1 目雑入を1,497万6,000円増額しますのは、県が実施する昨年の台風 9 号被害に係る湯船川及び柳島川の災害関連緊急砂防工事において、農業用水路及び町道の付け替え工事が生じるため、県から補償費をいただくものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

初めに、7 ページの 2 款 7 項 5 目須走道の駅整備事業費を2,045万円増額しますのは、東富士五湖道路のオフランプ工事委託において、工事精算に伴い増額するものであります。

次に、3 款 2 項 1 目老人福祉総務費を2,516万4,000円減額しますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、県の地域支え合い体制づくり事業補助金を活用して、要援護者支援台帳の整備やボランティアビューローの施設整備等を行う委託料、備品購入費及び補助金の増額と、民間の養護老人ホーム「平成の杜」が先月開所し、町立養護老人ホーム福寿荘から措置替えされたことによる老人ホーム措置費の減額であります。

次に、7 ページから 8 ページにかけて、3 款 2 項 3 目後期高齢者医療費を170万5,000円増額いたしますのは、今年 4 月の人事異動に伴い、正職員のかわりに臨時職員を 1 名採用したことによるものであります。

次に、5 款 1 項 2 目農業総務費を600万円増額しますのは、林業振興の担当として県から技術職員を派遣していただくため、その職員に係る給与相当の負担金であります。

続いて、6 目土地改良事業費を1,320万円増額しますのは、歳入でも説明しました湯船川及び柳島川の災害関連緊急砂防工事において、農業用水路の付け替え工事が生じるため、県から補償費をいただき、町が実施する工事請負費であります。

次に、9 ページの 5 款 2 項 1 目林業総務費を5,282万5,000円増額しますのは、歳入でも説明しましたとおり、県の緊急雇用創出事業を活用して、奥の沢川等の流木等の資源を利活用する業務

委託と、森林整備を行う事業者の事業費に対して、県から町を通じて補助する森林整備加速化・林業再生事業補助金の増額によるものであります。

次に、6款1項2目商工業振興費を559万4,000円増額しますのは、歳入と同様、平成22年度の勤労者住宅建設資金貸付残高が確定したことに伴い、今年度の預託金見込額を増額するものであります。

次に、10ページ、7款2項3目町道整備事業費を1,083万2,000円増額しますのは、新東名高速道路の側道である町道3975号線整備に伴い、一色から用沢地先の測量業務の委託料及び補償細目協定負担金の支出と湯船川及び柳島川の災害関連緊急砂防工事において、町道の付け替えが生じるため、県から補償費をいただき、町が道路敷地購入及び流木物件移転補償を行うものであります。

最後に、12款1項1目予備費を97万9,000円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（湯山鉄夫君） 1点だけお伺いをさせていただきます。

23年度補正予算案（第2号）でございますけれども、5ページ歳入、16款県支出金、民生費県補助金、老人福祉費補助金607万円、説明欄、地域支え合い体制づくり事業補助金ということで、607万円計上されております。

それにかわりまして、7ページ歳出、同じく3款民生費、同じ内容でございます。説明13地域支払活動の立ち上げ支援事業補助金ということで、37万円ということで計上されております。

この歳入、そして歳出の関係の整合性についてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康課長（羽佐田武君） 湯山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の地域支え合い体制づくり事業でありますけれども、国におきます介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の中で認められている事業であります。これにつきまして、小山町の災害に強いまちづくりのために、実効性を重視した被災時の地域体制づくりということで補正予算をお願いしたものであります。

まず、歳入の部分でありますけれども、16款2項2目の地域支え合い体制づくり補助金の607万円につきましては、歳出にも関連をいたしますが、まず、地域における要援護者の介護サービス利用状況、それから三障害等の要援護者に係ります台帳をシステム化したいと。これにつきまして、町にございます地理情報システムと兼ね合いを、整合性をとりまして、備品と要援護者の支援台帳をつくるということで、500万円という補助金が、まず来ております。



それ以外に、介護ボランティア、部長の補足説明にありましたように、介護ボランティア等の新たな仕組みの導入で37万円、これは社会福祉協議会に対する補助金でありまして、先進地の視察の受け入れ、それから車両の借り上げ代、それ等の経費として37万円を計上しているものであります。

それから、地域支え合いの中で、地域活動拠点の整備事業というのがございます。こちらは、支え合い事業といたしまして、ボランティアビューローの立ち上げの中で、収納用のロッカー、パーテーション等を備品購入費として70万円を補助事業としていただくものであります。

合わせまして607万円という内容となっております。

以上です。

○議長（真田 勝君） ほかに答弁はありますか。

ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、町長から同意第2号 小山町副町長の選任について、議案第33号 工事請負契約の締結について「平成23年度須走小学校屋内体育施設建設工事」、議案第34号 工事請負契約の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」の追加議案3件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の同意第2号から議案第34号までの3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

---

追加日程第1 町長提案説明（同意第2号～議案第34号）

○議長（真田 勝君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第2号から議案第34号までの3議案について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、人事案件1件、工事請負契約の締結2件の、合計3件であります。

初めに、同意第2号 小山町副町長の選任についてであります。

今年3月31日付で田代信幸前副町長が退任され、その後、空席となっております副町長の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次に、議案第33号 工事請負契約の締結について「平成23年度須走小学校屋内体育施設建設工事」であります。

本件は、須走小学校屋内体育施設の建設工事の請負契約を締結するものであります。

次に、議案第34号 工事請負契約の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」であります。

本件は、国道138号から東富士五湖道路へ連結するための道路改良工事の請負契約を締結するものであります。

なお、人事案件につきましては、後ほど私から説明し、議案第33号及び第34号につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 同意第2号 小山町副町長の選任について

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 同意第2号 小山町副町長の選任についてを議題とします。

町長から内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第2号 小山町副町長の選任についてであります。

御提案をいたします土村暁文氏は、昭和56年に静岡県に奉職され、以降、静岡土木事務所、静岡県立大学、総務部東京事務所、企業局企画経営室、総務部自治財政室などを経て、平成22年からは企画調整局地域政策課地域政策班長として地域政策を担当され、その手腕を遺憾なく発揮されておりました。

現在は、静岡県の経営管理部自治局自治行政課専門監としてその任務を担っておられます。

こうした経歴を拝見いたしましても、今、まさに小山町が取り組まなければならない地域振興、資源を生かした夢のある希望と活力にあふれるまちづくりを進める上で、最もふさわしい人材であると確信しております。

よろしく御理解のほど、お願いするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 町長の内容説明は終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

---

追加日程第3 議案第33号 工事請負契約の締結について「平成23年度須走小学校屋内体育施設建設工事」

○議長（真田 勝君） 追加日程第3 議案第33号 工事請負契約の締結について「平成23年度須走小学校屋内体育施設建設工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第33号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成23年度須走小学校屋内体育施設建設工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、現在の場所に、建築面積1,474.95平方メートル、延べ床面積1,557.04平方メートルの鉄筋コンクリート一部鉄骨造、2階建ての屋内体育施設を建設するものであります。

工事入札は、去る5月26日、建設業者6者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が4億2,900万円で落札決定し、消費税相当額2,145万円を加え、4億5,045万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の完成予定期日は、平成24年2月29日としております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第4 議案第34号 工事請負契約の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共  
施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」

○議長(真田 勝君) 追加日程第4 議案第34号 工事請負契約の締結について「平成23年度東  
富士演習場関連公共施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第34号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成23年度東富士演習場関連公共施設整備事業 町道4196号線道路改良工事の請負  
契約の締結案件であります。

工事内容は、道の駅「すばしり」、国道138号線から東富士五湖道路へ連結するための道路整備  
として、延長388メートル、幅員7メートルの道路改良工事を施工するものであります。

工事入札は、去る5月26日、町内業者6者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株  
式会社が9,180万円で落札決定し、消費税相当額459万円を加え、9,639万円で工事請負契約を締結  
するものであります。

なお、この工事の完成予定期日は、平成24年3月21日としております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月7日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時32分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 高 畑 博 行